

2 申告所得税

2-1 課税状況

(1) 本年分の課税状況

区 分	人 員	総所得金額等 千円	申告納税額等 千円	所 得 者		
				営 業 等 所 得 者		
				人 員	総所得金額等 千円	申告納税額 千円
確定申告	1,046,624	5,096,003,771	277,104,547	254,637	890,998,871	58,080,516
修正申告	1,394	7,471,340	351,458	99	X	X
決定・増額更正	—	14,428	5,363	—	—	—
減額更正	△ 3	△ 19,960	△ 6,295	—	—	—
更正請求	△ 4	△ 48,166	△ 8,195	△ 2	X	X
異議申立決定等	—	—	—	—	—	—
計	※実 1,048,011	※5,103,421,413	※ 277,446,877	※実254,734	※891,545,201	※ 58,145,610
法第103条による税額	3,234	—	1,103,378			
合計	1,051,245	—	278,550,256			
過少申告加算税	内2 2	—	X			
無申告加算税	内62 62	—	3,554			
重加算税	内1 1	—	X			
納税額総計	—	—	278,555,850			

調査対象等：平成16年分の申告所得税について、平成17年3月31日現在で申告納税額がある者の申告又は処理（更正・決定等）による課税実績を示した。

- 用語の説明：1 **総所得金額等**とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得等の金額、分離譲渡、株式等に係る譲渡所得等の金額、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。
- 2 **申告納税額**とは、総所得金額等から所得控除した後の課税所得金額に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。
- 3 **更正請求**とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。
- 4 **法第103条による税額**とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。
- 5 **加算税**とは、法定申告期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課する税であって一種の行政罰の性格を有するものをいう。
- (1) 過少申告加算税 … 期限内の申告が過少であった場合に課されるもの
- (2) 無申告加算税 …… 申告が期限後になった場合に課されるもの
- (3) 重加算税 …………… 所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課されるもの

- (注) 1 「人員」欄の「実」は実人員を示す。
2 加算税の「人員」欄は、延人員を掲げ、加算税の全額について異動を生じたものを内書した。

得 者 別 内 訳					
農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
人 員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額
人	千円	千円	人	千円	千円
27,204	97,822,407	4,576,559	764,783	4,107,182,493	214,447,472
26	118,048	10,045	1,269	X	X
—	—	—	—	14,428	5,363
—	—	—	△ 3	△ 19,960	△ 6,295
—	—	—	△ 2	X	X
—	—	—	—	—	—
※実27,230	※ 97,940,455	※ 4,586,604	※実766,047	※4,113,935,756	※214,714,663

(2) 既往年分の課税状況

区 分	平 成 15 年 分			平 成 14 年 以 前 分			計			
	人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 等 金 額	申 告 納 税 額 等	
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	
申告又は処理による 増 減 差 額	内 19,707 42,330	106,440,176	6,725,584	内 5,804 16,623	54,715,289	6,438,312	内 25,511 58,953	161,155,466	13,163,896	
加算税の 増減差額	過少申告 加算税	内 6,466 6,496	—	279,765	内 5,537 5,622	—	320,586	内 12,003 12,118	—	600,351
	無申告 加算税	内 7,963 8,073	—	260,140	内 2,779 2,824	—	175,267	内 10,742 10,897	—	435,407
	重加算税	内 628 630	—	235,705	内 2,466 2,487	—	971,008	内 3,094 3,117	—	1,206,713
計	内 15,057 15,199	—	775,610	内 10,782 10,933	—	1,466,861	内 25,839 26,132	—	2,242,471	
合 計	—	—	7,501,194	—	—	7,905,174	—	—	15,406,368	

調査対象等：平成15年分以前の申告所得税について、申告納税額がある者について、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理（更正・決定等）による課税事績を示した。

(注) 申告又は処理による増減差額及び加算税の増減差額のそれぞれの「人員」欄は、それぞれ延人員を掲げ、本税又は加算税の全額について異動を生じたものを内書した。